

年金振込通知書が届いたら確認を

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎592141

年金の支払い
毎年2・4・6・8・10・12月の年6回、それぞれ前2カ月分の年金が本人の指定する金融機関口座へ振り込まれます。振込金融機関を変更したいときは、最寄りの年金事務所、または保健医療課で申請してください。

6月は年金振り込みの通知月
年金を受給されている方には、毎年6月に「年金振込通知書」が送付されます。

通知書には6月から翌年4月までの定期支払いの各月の支払日と支払額などが記載されていますので確認してください。

なお、途中で年金額に変更がある場合は、「年金額改定通知書」でお知らせしています。

年金の予約相談
全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きの予約を受け付けています。

待ち時間を少なくできる予約相談を利用してください。予約の受け付け

けは、相談希望日の1カ月前から前日までです。基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書を準備して連絡してください。
※予約状況により、希望に添えない場合があります。
予約受け付け時間
平日の8時30分～17時15分
※土、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

予約受け付け専用電話
【ねんきんダイヤル】
☎0570-05-4890
050から始まる電話から予約する場合は
☎03-6631-7521
大竹商工会議所での出張相談の予約は、広島西年金事務所です。
☎082-535-1505
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出張相談は中止となる場合があります。

児童扶養手当と障害年金の併給調整見直し

問い合わせ
福祉課 ☎59-2148

これまで、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

なお、障害年金以外の公的年金（遺族年金、老齢年金など）を受給している方の取り扱いに変更ありません。

受給手続き
①既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は申請不要です。

②児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方は、申請が必要です。

必要書類

- 申請者本人の確認書類の写し
 - 申請者本人の通帳の写し
 - 申請者本人と対象児童の戸籍謄本
 - 申請者本人と対象児童の保険証の写し
 - 借家の場合、契約書の写し
 - 世帯全員のマイナンバーの分かるもの
 - 障害年金の受給開始月と受給額の分かるものの写し
- 支給開始月**
①の方は令和3年3月分から
②の方は令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日までに申請すれば3月分の手当から受給可能です。（通常は申請の翌月分が対象となります）

6月30日(水)提出期限 児童手当の現況届

問い合わせ
福祉課 ☎592148

児童手当を受給している方は、6月中旬に現況届を提出する必要があります。この届けは、6月分以降も引き続き手当を受給する要件を満たすかどうかを確認するためのものです。
現在、手当を受給している方に、6月初旬に現況届を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添付し

「障害を理由に入店拒否」「障害に合った配慮をしない」障害者差別解消法とは



問い合わせ
福祉課 ☎59-2146

私たちの社会には、さまざまな人が暮らしています。そして、誰もが同じように生活する権利を持っています。しかし、障害のある人は、差別や障壁によって権利利益が侵害されることがあります。

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされています。

「不当な差別的取り扱い」とは、正当な理由がないのに、障害があるということだけでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

正当な理由がある場合とは、その取り扱いが客観的に見て正当な目的のもとに行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、お店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取り扱い」であると考えられます。ただし、過重な負担となる場合などは、「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮」とは

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

例えば、聴覚障害者に声だけで話す、視覚障害者に書類を渡すだけで読みあげないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害者には情報を伝えないことになります。

障害者が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。

受講料無料 障害者委託訓練生

募集

問い合わせ
広島障害者職業能力開発校
☎082-254-1766
FAX 082-254-1716

広島障害者職業能力開発校では、障害のある方を対象に知識や技術を習得するための職業訓練コースを開講します。

対象 公共職業安定所に求職登録している方

- ①知識・技能習得訓練コース
- ②e・ラーニングコース
- ③在職者訓練コース

受講料 無料（教科書代などは実費が必要）

申し込み
①・②は住所地の公共職業安定所で応募用紙を提出してください。③は広島障害者職業能力開発校で専用の受講申込書を提出してください。

障害がある方で就労を希望される方の相談を受け付けます。予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

障害者就労相談

とき 6月10日(水)10時～12時 ところ 市役所

申し込み/問い合わせ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717